

められたのであります。つまり、指定管理者制度の導入であります。この改正によって、例えば公の施設の管理に民間事業者の手法を活用することが可能となったのであります。

現在委託を受けている財団法人文教の杜なはいは、現在長井市との委託契約に従って業務委託として施設の維持管理を行っておりますが、指定管理者の選定に当たって、市では一般公募を行わず、従来管理委託先である文教の杜ながい管理権限ごと指定管理者制度に指定するものであります。つまり、指定管理者による管理として、第10条第2項で、従来行ってきた施設や設備の維持管理のほか事業の企画や実施に関する業務も含んでいるのであります。文教の杜には、事業の企画や実施に関する業務を行えるような専門職としての職員、つまり学芸員は配置されておられません。現在の文教の杜の職員は業務委託による職員のみであり、事業の企画や実施に関する業務を行うことのできる有資格者である学芸員のみができるのであります。ところが現実には学芸員は配置されておらず、有資格者ではない一般職員が委託先の労働者を指揮監督せざるを得ないということになっておまして、このままでは違法な労働者供給、つまり偽装請負、偽装委託となる疑いの強い管理体制とならざるを得ないということが考えられるのであります。

よって、このような現状の体制をそのままにした上での条例の一部改正には反対せざるを得ないものであります。以上で反対討論といたします。

○佐々木謙二議長 通告による討論が終わりました。

これより採決いたします。

議案第84号の1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○佐々木謙二議長 起立多数であります。

よって、議案第84号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、請願第14号 地方交付税の確保・充実にに関する意見書提出方請願及び日程第4、請願第15号 法人税・所得税及び証券税制見直しに関する意見書提出方請願の2件について、討論の通告がありませんので討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第3、請願第14号 地方交付税の確保・充実にに関する意見書提出方請願の1件について、総務・文教委員長の報告は、採択であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第14号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、請願第15号 法人税・所得税及び証券税制見直しに関する意見書提出方請願の1件について、総務・文教委員長の報告は、採択であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第15号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○佐々木謙二議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

蒲生光男委員長。

(蒲生光男厚生常任委員長登壇)

○蒲生光男厚生常任委員長 平成19年第6回市議会定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案1件、請願3件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い去る12月13日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査いたしております。

それでは、議案第81号 長井市後期高齢者医療に関する条例の設定について申し上げます。

本案は、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が施行されることにより、本市が行う事務に関し必要な事項を定めるため提案されたものであります。

審査に際し、市民課長からは、条例の概要について説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、条例第2条第7号に広域連合条例第21条本文の申告書の提出の受付とあるが、広域連合条例第21条とはどういったことかとの質疑がなされ、市民課長からは、保険料に関する申告の条項であり、被保険者は所得等を記載した申告書を4月15日までに提出しなければならないことになっているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、条例第3条第2号はどのような意味なのかとの質疑がなされ、市民課長からは、長井市から県外の病院等に入院した場合、そこに住所を移す人もいるが、その場合でも異動先ではなく長井市の被保険者となるということであるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、長井市から県内他市町村の病院等に住所を異動して入院した場合、どこ
の被保険者となるのか、また、長井市から県内他市町村の病院等に住所を異動しないで入院した場合はどこの被保険者となるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、県内の病院等の場合

は、県内一本の広域連合であるので住所地特例は適用しないため、前者は異動先の市町村、後者は長井市の被保険者となるとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、長井市から県外の病院等に住所を異動して入院した場合、長井市から住所を異動しないで県外の病院等に入院した場合は、ともに長井市の被保険者となるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、どちらの場合も長井市の被保険者となる。また、平成20年4月以前に長井市から県外の病院等に住所を異動して入院していて、さらに他の県の病院等へ住所を異動して入院する場合も長井市の被保険者となるとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、第4条にある連帯納付義務者とはだれを指しているのか、また、身寄りのないひとり暮らしの人などについては連帯納付義務者はいないということになるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、連帯納付義務者とは世帯主及び配偶者のことであり、本人が世帯主の場合や配偶者がいない場合は連帯納付義務者はいないことになるとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、生活保護者は後期高齢者医療の被保険者となるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、生活保護者は後期高齢者医療の被保険者にはならないとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、75歳以上の生活保護者は何人いるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、生活保護者155名のうち75歳以上の方は52名であるとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、保険料が普通徴収となるのは何人かとの質疑がなされ、市民課長からは、後期高齢者約4,800人の15%程度、700人前後と把握しているが、詳細な人数についてはもう少したないとわからないとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、先日の広域連合議会において葬祭費が5万円と決定したが、長井市国保の葬祭費7万円はそのままかとの質疑がなされ、市民課長からは、広域連合では、全国において葬祭費の額が5万円の自治体が多かったことから5万円と定めたと聞いている。75歳を境にして葬祭費の額に差が出ることは公平さに欠くと思っているので、議会の意見を伺った上で平成20年度に改正すべきではないかと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、葬祭費について国保運営審議会に諮問しているかとの質疑がなされ、市民課長からは、現在諮問しているのは国民健康保険税にかかわる部分だけであり、葬祭費については議会の意見を伺った上で諮問したいと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、県内他市町村の葬祭費はどうなっているかとの質疑がなされ、医療給付係長からは、葬祭費5万円から7万円としている自治体が最も多く、一番高いところでは10万円である。また、棺おけ代を葬祭費として支払っている自治体もある。13市の担当者会議においては議会や国保運営審議会に諮ってからとなるが、来年度から5万円とする方向の話が出ているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、与党で被扶養者だった人の保険料を半年猶予するとの話が出ているが、どのようになっているかとの質疑がなされ、市民課長からは、サラリーマンの配偶者等の被扶養者については、来年4月1日以降半年間の保険料を徴収せず、その後半年間は均等割の9割軽減、さらにその後1年間は均等割の5割軽減、合計で2年間の軽減措置があるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、広域連合独自で軽減措置を行うことができるかとの質疑がなされ、法令で決まっている7、5、2割軽減の部分は変えられないと思うが、災害等の場合に減免できる

という条項もあり、一定の理由が必要かと思うが、減免制度を設けることは可能だと思ふとの答弁を受けたところであります。

さらに委員からは、この制度を市民に対してわかりやすく示してもらいたい、どのように考えているかとの質疑がなされ、市民課長からは、11月30日に広域連合条例が可決されたことから、詳しいパンフレットを今月末の市報と一緒に配布したい。また、問い合わせについては丁寧に対応していくとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第11号 後期高齢者医療制度の抜本の見直しを求める請願について及び請願第12号 後期高齢者医療制度の抜本の見直しに関する意見書提出方請願の2件について申し上げます。

請願第11号は、山形県社会保障推進協議会会長、高木紘一氏から、請願第12号は、西置賜地区平和センター議長、元木康仁氏から提出されたものであります。

なお、本請願2件につきましては、関連があることから一括して審査を行ったところであります。

その趣旨とするところ並びに内容を申し上げます。政府は、平成20年4月から、75歳以上の高齢者を対象にした後期高齢者医療制度を実施しようとしている。この制度は、これまで保険料負担のなかった扶養家族を含め75歳以上のすべての高齢者から保険料を徴収するもので、その大多数が年金から天引きされることになっており、一層の負担と、診療報酬の引き下げで受診できる医療が制限されるなど、国民皆保険制度を形骸化させ住民の命と健康を大きく損なう可能性があるという不安も広がっているため、高齢者が安心して医療を受けることができるよう、制度の抜本の見直しを求める意見書を関係

+

機関に提出するよう求めるものであります。

質疑に入り、委員からは、請願事項にあるとおり国庫負担率を上げていけば、個々人の保険料の値上げを抑えていくことができるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、後期高齢者医療制度の負担割合は、公費負担が50%、保険料と他の保険者からの支援金で50%となっており、公費負担の国の割合を多くするという事は公費負担の県、市町村の負担が少なくなることであり、公費負担と保険料負担の50対50の割合を改めない限りは個人の負担が下がることはないと思うとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、後期高齢者医療制度についてはさまざまな矛盾が出てきており、政令で変えていける部分や法律的に変えていくべきところもあると思う。国民の所得全体が伸びない中で、国に対して住民の負担を軽減していく要望を出していくべきであり、本請願に賛成であるとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、高齢者の負担軽減のためにはこのような意見書の提出が必要だと思う。ただ、意見書を提出する際に、国庫負担割合の引き上げにより高齢者個々の負担軽減につながるような文面とすることを条件とし、本請願に賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願2件は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

次に、請願第13号 児童扶養手当制度の充実に関する意見書提出方請願について申し上げます。

本請願は、西置賜地区平和センター議長、元木康仁氏から提出されたものであります。

その趣旨とするところ並びに内容を申し上げます。母子家庭においては、就業していてもそ

の収入が低く、生活保護水準の収入で暮らす者も多いことから児童扶養手当は生活に欠かせないものとなっているが、2002年の法改正により、2008年4月から手当の額を最大で半額まで削減されることとされており、不安が高まっている。法改正の前提となっている母子家庭の就労支援が実を結ばない状況では手当の削減を行うべきでなく、児童扶養手当の弾力的な運用を図り、自立に向けた就労支援、雇用環境改善等の一層の拡充を求める意見書を関係機関に提出するよう求めるものであります。

審査に際し、福祉事務所長からは、児童扶養手当制度は、離婚等により父親と生計をともにしていない児童の母親に児童が18歳になるまで手当を支給するもので、児童1人について4万1,720円が基本となっている。長井市の受給者は212名で、全部支給が82名、一部支給が130名となっている。今問題となっている制度改正については、経済支援から自立に向けた支援として、身体に障害がある場合を除き、平成20年度以降、受給期間が5年を超える場合には、それまでの支給額の2分の1を超えない範囲で支給停止とすることになっているが、11月16日の「与党児童扶養手当に関するプロジェクトチーム」では、「今回の改正を凍結すべき」との考え方が示されているとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、父子家庭はなぜ児童扶養手当の支給対象とならないのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、仕事についているのは父親の方が多く、所得が父親の方に確保されることから母子家庭だけ対象となっている。ただ、父子家庭においても大変な人はいるようだと答弁を受けたところであります。

また、委員からは、福祉担当者会議等において父子家庭も児童扶養手当の支給対象とすべきではというような話は出ていないのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、10月に13市の福

社担当課長会議が行われたが、父子家庭の支援については特に取り上げられなかった。また、父子家庭における生活困窮に関して相談があったという事例は聞いていないとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、父子家庭への支援の問題はあるが、母子家庭が生活していくためには児童扶養手当制度は最低限必要な制度であると思われることから、本請願に賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上で厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○佐々木謙二議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 厚生常任委員長にお伺いをいたします。

議案第81号の関係ですけれども、報告の中で、いわゆる国保の葬祭費給付の関係ですね、7万円のところを来年度に改正をしたいというふうに報告をされたのでしょうか。それがまず1点です。

もう一つは、その葬祭費との絡みで、自立経営の計画の中で斎場使用料を有料にするということが言われているわけですけれども、それらの関連で質疑がなされたという経過はあったのでしょうか。なかった、あったで結構ですのでお聞かせいただきたいと思います。

○佐々木謙二議長 蒲生光男委員長。

○蒲生光男厚生常任委員長 葬祭費の関係につきましては、厚生常任委員会の意見を伺った上で諮問をしたいということでございましたので、

来年度の国保運営審議会に諮るというようなところまでは至っておりません。

なお、斎場の使用料に関しては、そういう意見はございませんでした。

○佐々木謙二議長 10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 そうすると、その最初の問題の方ですけれども、1回か2回、機会をとって厚生常任委員会で国保の給付の部分については検討をするという、そういう機会をこれから設けるということで理解をしいのですか。

○佐々木謙二議長 蒲生光男委員長。

○蒲生光男厚生常任委員長 ただいまのご質問にお答え申し上げますが、そのようになるものと理解しております。

○佐々木謙二議長 ほかにご質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐々木謙二議長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第5、議案第81号 長井市後期高齢者医療に関する条例の設定についてから、日程第8、請願第13号 児童扶養手当制度の充実に関する意見書提出方請願までの4件について、討論の通告がありませんので討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第5、議案第81号 長井市後期高齢者医療に関する条例の設定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○佐々木謙二議長 起立多数であります。

よって、議案第81号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、関連がありますので、日程第6、請願第11号 後期高齢者医療制度の抜本的見直しを求める請願について及び日程第7、請願第12号

後期高齢者医療制度の抜本の見直しに関する意見書提出方請願の2件について、一括して採決いたします。

請願第11号及び請願第12号の2件について、厚生委員長の報告は、いずれも採択であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第11号及び請願第12号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第8、請願第13号 児童扶養手当制度の充実に関する意見書提出方請願の1件について、厚生委員長の報告は、採択であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第13号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

+

産業・建設常任委員会審査報告

○佐々木謙二議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

藤原民夫委員長。

(藤原民夫産業・建設常任委員長登壇)

○藤原民夫産業・建設常任委員長 平成19年第6回市議会定例会において産業・建設常任委員会に付託になりました請願1件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月14日、委員全員出席のもと開催をしております。

それでは、請願第10号 牛海綿状脳症(BSE)全頭検査に対する全額補助継続を求める意

見書を政府等に提出することを求める件について申し上げます。

本請願は、山形おきたま農業協同組合経営役員会会長、神尾伸一氏と、山形おきたま農政対策本部本部長、神尾伸一氏の連名で提出されたものであります。

本請願の趣旨とするところは、平成13年9月に国内で初めてBSEに感染した牛が確認され、消費者の牛肉離れによる価格の暴落が畜産農家の経営に大きな打撃を与えた。このため国においては補助金をもって牛海綿状脳症の全頭検査を実施してきたが、内閣府食品安全委員会から「20カ月以下の感染リスクは低い」との答申を受け、検査対象を21カ月以上に限定するとともに、自治体独自で全頭検査をする場合は3年間の期限つきで費用の全額補助をしてきた。しかし、この全頭検査に対する補助が平成20年7月末で打ち切りになるため、この補助制度を継続するように政府等に意見書を提出していただきたいというものであります。

審査に当たっては、詳細な内容をお聞きするために農林課長にも出席を求めたところであります。

質疑に入り、委員からは、BSEの全頭検査は長井市から最も近いところでどの機関でなされているのか、検査に要する経費は幾らぐらいかかっているのかとの質疑がなされ、農林課長からは、置賜では山形県内陸食肉衛生研究所置賜支所で実施されている。BSEの検査は1頭当たり約1,200円が見込まれているようだと答弁を受けたところであります。

また、委員からは、この全頭検査に対する補助が打ち切られた場合、山形県はどのような対応をとるのかとの質疑がなされ、農林課長からは、山形県では県庁の食品安全対策課が担当しており、そこからの情報だと、BSE全頭検査の継続に関する県の方針はまだ決定していないが、山形県産牛肉の安全に対する信頼が損なわ

+